

成立せしめたる団体は本法による権利義務の一切を継承するものとす  
九 故意に協約に違反したる者は賃金を課す

雇傭者並にその団体に對しては五千円以下、被傭者団体に對しては五百円以下、被傭者個人に對しては日給七日分（月給者に對しては月收三十分の七）以下とす

### 労働組合法即時制定要求の件

本部

主 文

本大會は決議を以て、労働者の團結権を確認すべく、労働組合法の獲得のため積極的運動を起されし

理 由

日本の労働運動も二十餘年の實踐を得て組織労働者の數も相當數を各組合は抱擁して居る、政府当局も之を完全に認めざるを得ざる事情に至つて居る、例へば國際労働會議に對し送出権を各組合に与へて居る事、其他各組合に對する警察当局の態度、内務省の態度等は完全に労働組合の團結を認めて居るではないが、只頑迷なる一部、金

融資本團の反對が現在の労働組合法の制定の障である、彼等は日本の堅實なる労働組合即ち産業上にも、國家の存立の上にも正当なる識見と主張を有する組合のある事を忘れて、自己の搾取の價値と手段だけを考へて、労働組合を一概に共產主義者の走狗たるが如く認識して居る、吾等は彼等資本團の此の認識不足と頑冥に對しては、実力的にして積極的なる吾等の運動を開始する必要がある

### 決 議

日本労働組合總聯合大會は、左記要綱を具する労働組合法の即時制定を政府当局に對して要求す

### 労働組合法要綱

- 一 本法に於て労働組合と称するは労働條件の維持改善及其他被傭者の共同利益の保護増進を目的とする被傭者の団体又は其聯合を謂ふ
- 二 本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所を所在地の地方長官に届出ることとす